

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第19号**

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則  
(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務) 第3条 略 2 略 文化振興課 (1)～(5) 略 (6) 文化芸術局の事務で瀬戸内国際芸術祭推進課の所掌に属しないものに関する事。 瀬戸内国際芸術祭推進課 略</p> <p>第4条 略</p> <p>総務学事課～営繕課 略 総務事務集中課 (1)～(3) 略 (4) <u>報酬、社会保険料等の集中管理に関する事</u>(他課の所掌に属するものを除く。) (5)～(9) 略 税務課～人権・同和政策課 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略 環境政策課 略 環境管理課</p>	<p>(分掌事務) 第3条 略 2 文化芸術局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 文化振興課 (1)～(5) 略 (6) 文化芸術局の事務で庶務事務その他瀬戸内国際芸術祭推進課の所掌に属しないものに関する事。 瀬戸内国際芸術祭推進課 略</p> <p>第4条 総務部の各課(知事公室の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 総務学事課～営繕課 略 総務事務集中課 (1)～(3) 略 (4) <u>賃金、報酬等の集中管理に関する事</u>(他課の所掌に属するものを除く。) (5)～(9) 略 税務課～人権・同和政策課 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 環境政策課 略 環境管理課</p>

(1)～(12) 略  
(13) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）の施行に関すること。

(14)～(18) 略  
みどり整備課・みどり保全課 略  
廃棄物対策課

(1)～(6) 略  
(7) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）の施行に関すること。  
(8)～(11) 略

第7条 略

2 略

子ども政策課

(1)～(9) 略

(10) 子ども政策推進局の事務で子ども家庭課の所掌に属しないものに関すること。

子ども家庭課 略

(1)～(12) 略  
(13) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）の施行に関すること。

(14)～(18) 略  
みどり整備課・みどり保全課 略  
廃棄物対策課

(1)～(6) 略

(7)～(10) 略

第7条 略

2 子ども政策推進局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

子ども政策課

(1)～(9) 略

(10) 子ども政策推進局の事務で庶務事務その他子ども家庭課の所掌に属しないものに関すること。

子ども家庭課 略

(香川県会計規則の一部改正)

第2条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（<u>出納局にあっては、会計課に限る。</u>）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項及び第2項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（<u>文化芸術局にあっては文化振興課に、子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、出納局にあっては会計課に限る。</u>）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項及び第2項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p>

(2)～(14) 略

別表第4 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	知事部局の課 (会計課を除く。)の物品 取扱員	当該各課の所掌に係る物品(広聴広報課 県民センター及び所以外の出先機関の物 品取扱員にその出納及び保管を委任した 物品を除く。)の出納及び保管
	略	
略		

(2)～(14) 略

別表第4 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	知事部局の課 (会計課を除く。)の物品 取扱員	当該各課(文化振興課にあつては文化芸 術局、子ども政策課にあつては子ども政 策推進局)の所掌に係る物品(広聴広報 課県民センター及び所以外の出先機関の 物品取扱員にその出納及び保管を委任し た物品を除く。)の出納及び保管
	略	
略		

(香川県予算規則の一部改正)

第3条 香川県予算規則(昭和39年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(出納局にあつては、<u>会計課に限る。</u>)の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項及び第2項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(文化芸術局にあつては文化振興課に、<u>子ども政策推進局にあつては子ども政策課に、出納局にあつては会計課に限る。</u>)の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項及び第2項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>(3) 略</p>

(香川県公有財産規則の一部改正)

第4条 香川県公有財産規則(昭和39年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(出納局にあつては、<u>会計課に限る。</u>)の長、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項及び第2項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(文化芸術局にあつては文化振興課に、<u>子ども政策推進局にあつては子ども政策課に、出納局にあつては会計課に限る。</u>)の長、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項及び第2項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。